石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第 1号口に規定する第1号通所事業を行う者のうち住民主体による通所型サービスに対し、 石巻市通所型サービス支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、 高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え 合い体制を推進することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年 石巻市規則第47号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 (定義)
- 第2条 この要綱において「要支援者等」とは、介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた65歳以上の者又は同法第7条第1項に規定する要介護状態若しくは同法第7条第2項に規定する要支援状態となる可能性が高く、市長が別に定める基準を満たす者で、市内に住所を有するものをいう。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、個人又は団体が地域の集会所等において、要支援者等並びに障害者、子ども及び要支援者等以外の高齢者に対する、運動、趣味活動等を通じた日中の居場所をつくり、又は定期的な通いの場を提供する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
 - (2) 市内において事業を実施すること。
 - (3) 事業を6か月以上継続して実施し、又は実施する体制が整備されていること。
 - (4) おおむね週1回以上事業を実施し、1回当たりの実施時間はおおむね2時間以上であること。
 - (5) 要支援者等の平均利用者数が5人以上であること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費と する。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。
 - (1) 団体等の経常的運営経費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないと認める経費 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象事業1回当たりの要支援者等の利用者数に1,000円 を乗じて得た額とし、1月につき50,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石巻市通所型 サービス支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に 申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定等)
- 第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号) 又は石巻市通所型サービス支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を 受けた事業を変更し、又は廃止しようとするときは、石巻市通所型サービス支援事業変 更(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならな い。
- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、石巻市通所型サービス支援事業変更(廃止) 承認通知書(様式第5号)又は石巻市通所型サービス支援事業変更(廃止)不承認通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、事業の中止又は廃止をしたときは、当該通所型サービスを受けていた者であって、当該事業の中止又は廃止の日以後においても引き続き当該通所型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所型サービスが継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス提供者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、当該年度の翌年の4月末までに石巻市通所型サービス支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市通所型サービス支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

- 第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、石巻市通所型サービス支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (補助金の返還)
- 第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

石巻市通所型サービス支援事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

1

石巻市通所型サービス支援事業補助金の交付を受けたいので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

石巻市通所型サービス支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市通所型サービス支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長即

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に使用することはできない。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)し、又は廃止する場合においては、市長の承認を得ること。
 - (3) 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4) 前各号のことを守らないときは、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

石巻市通所型サービス支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市通所型サービス支援事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

記

不交付の理由

石巻市通所型サービス支援事業変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

年 月 日付け石巻市()指令第 号で交付決定通知のあった石巻 市通所型サービス支援事業補助金について、下記のとおり事業を変更(廃止)したいので、 石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

- 1 変更 (廃止) の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更 (廃止) の時期
- 4 変更の場合の添付書類
 - (1) 事業計画書(変更した部分が分かるもの)
 - (2) 収支予算書(変更した部分が分かるもの)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(住所)(団 体 名)

(代表者名)

石巻市通所型サービス支援事業変更 (廃止) 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市通所型サービス支援事業の変更(廃止)について、下記のとおり承認することに決定したので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長

- 1 承認内容
- 2 変更後の交付決定額 金 円

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

石巻市通所型サービス支援事業変更(廃止)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市通所型サービス支援事業の変更(廃止)ついて、下記の理由により不承認としたので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長 印

記

不承認の理由

石巻市通所型サービス支援事業補助金実績報告書

年 月 日

石巻市長 (あて)

(住 所)(団 体 名)(代表者名)

年 月 日付け石巻市()指令第 号で交付決定通知のあった石巻 市通所型サービス支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、石巻 市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告し ます。

記

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

石巻市通所型サービス支援事業補助金確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(住 所)

(団 体 名)

(代表者名)

石巻市長

囙

年 月 日付け石巻市()指令第 号で交付を決定した石巻市通所型サービス支援事業補助金について、下記のとおり確定したので、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

石巻市通所型サービス支援事業補助金精算(概算)払請求書

石巻市長	(あて)				年	月	日
			(住	所)			

(任 所) (団 体 名) (代表者名) ®

年 月 日付け 第 号で補助金確定(石巻市()指令第 号で交付決定)通知のあった石巻市通所型サービス支援事業補助金について、石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり精算(概算)払によって交付されたく請求します。

 1
 補助金確定 (交付決定)額
 金
 円

 2
 既受領額
 金
 円

 3
 今回請求額
 金
 円

 4
 残額
 金
 円

5 補助金振込先

金	融	機	関	名	
種	目 •	П	座番	号	普通・当座
	IJ		ガ	ナ	
			義		